平成２７年（フ）第２４８号
福岡県糟屋郡志免町志免東２丁目１番13―305号、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字新原287番地シティハウス須恵Ｃ102号
破産者　三浦　信博
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４８２号
福岡県糟屋郡宇美町貴船２丁目12番18号
破産者　田中　孝義
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０７号
札幌市豊平区福住３条２丁目１番10―202号
破産者　八木沼晴義
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２１号
北海道江別市大麻南樹町３番地　Ｂ８―305
破産者　長場　淳子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚754番地、旧住所埼玉県春日部市小渕132番地１　エクレール春日部208号
破産者　横山　康弘
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
埼玉県草加市氷川町1619番地１　草加ひかわハイツ402号
破産者　小川　花子
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾340番地
破産者　中山　正賢
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾340番地
破産者　中山　晴彦
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２２号
福岡市早良区次郎丸６丁目５番63―101号
破産者　梶原　俊二
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９２号
福岡市博多区吉塚１丁目15―21―302号、住民票の住所北九州市八幡西区鳴水町４番47号
破産者　山下　芳里
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７９号
仙台市青葉区台原６丁目９番34号　千賀荘205、開始決定時の住所仙台市青葉区水の森２丁目19番12号
破産者　千葉　泰市
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８６号
福島市森合字中谷地17番地の５　ラルジュ森合203号室
破産者　**菅**澤　　崇
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第２０３５号
横浜市磯子区森４丁目12番９―412号
破産者　上池　　滋
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９９号
神奈川県藤沢市石川21番地の１　サニーヒル石川Ⅲ501号室
破産者　長田　光泰
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０５号
横浜市西区宮崎町61番地４シェアハウスみなとみらい310号（開始決定時の住民票上の住所）
破産者　窪田　瑶子
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８８号
横浜市鶴見区仲通２丁目68番地20　ＧＭマンション405号
破産者　國分フミヱ
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７３号
神奈川県足柄上郡松田町寄3405番地
破産者　長澤　榮治
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３５号
岐阜市領下1540番地１　レオパレスサクライ204号室、前住所岐阜市六条江東１丁目８番９号
破産者　創作居酒屋いたれりあくおんこと　柴田　浩次
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４号
三重県三重郡菰野町大字神森507番地、開始決定時の住所愛知県碧南市上町２丁目52番地10
破産者　山下　雅幸
1　決定年月日　平成27年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係